

○「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」の取扱いに関する留意事項について

改 正 案	現 行
<p>(別記事業関係)</p> <p>規則第2条及び第10条に規定する別記事業を営む株式会社及び指定法人に係る取扱いに関しては、次の点に留意する。</p> <p>1～4 (略)</p> <p>5 規則別記6に掲げる保険業を営む株式会社又は指定法人<u>(保険業法施行規則(平成8年大蔵省令第5号)の適用を受ける株式会社又は指定法人に限る。)</u>が提出する財務諸表の記載事項のうち、次に掲げる事項の用語、様式及び作成方法については、規則第2条ただし書及び第10条ただし書の規定により、保険業法施行規則の定めによらず、規則に定める別記以外の事業に適用される記載方法によるものとする。</p> <p>(1)～(5) (略)</p> <p>5の2 規則別記6に掲げる保険業を営む株式会社(株式会社日本貿易保険の会計に関する省令(平成29年経済産業省令第27号)の適用を受ける株式会社に限る。)が提出する財務諸表のうち、次に掲げる事項の用語、様式及び作成方法については、規則第2条ただし書の規定により、<u>同令の定めによらず、規則に定める別記以外の事業に適用される記載方法によるものとする。</u></p> <p>(1) <u>貸借対照表の記載事項のうち、純資産の部に関する事項</u></p> <p>(2) <u>株主資本等変動計算書は規則様式第7号により記載するものとする。</u></p>	<p>(別記事業関係)</p> <p>規則第2条及び第10条に規定する別記事業を営む株式会社及び指定法人に係る取扱いに関しては、次の点に留意する。</p> <p>1～4 (略)</p> <p>5 規則別記6に掲げる保険業を営む株式会社又は指定法人が提出する財務諸表の記載事項のうち、次に掲げる事項の用語、様式及び作成方法については、規則第2条ただし書及び第10条ただし書の規定により、保険業法施行規則(平成8年大蔵省令第5号)の定めによらず、規則に定める別記以外の事業に適用される記載方法によるものとする。</p> <p>(1)～(5) (略)</p> <p>(新設)</p>